

調達価格等算定委員会（第95回） 議事要旨

○日時

令和6年10月16日（水）12時30分～14時05分

○場所

オンライン会議

○出席委員

秋元圭吾委員長、安藤至大委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

・国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

○議事要旨

・国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

委員

（総論）

- ・ 基本的に事務局の提案は合理的であり、賛同する。
- ・ 調達価格/基準価格の設定にあたっては、洋上風力や FIT/FIP 外の太陽光での PPA 契約の水準についても把握すべきではないか。

（太陽光発電関係）

- ・ 需給近接型の電源として、屋根設置の太陽光は、地上設置の大規模な案件と比べて比較的地域共生しやすいと思うものの、不適切な案件については十分に丁寧な対応が必要。
- ・ 需給近接型太陽光の初期投資支援について、早期に投資が回収できることは重要だが、民間の商取引において、手形や売掛金債金の早期現金化などが存在する。民間の仕組みと類似する制度を国が実施するのであれば、必要性を明確にすべき。事業者だけの利益とするのではなく、割引現在価値を計算し、金利部分は割引くなどの必要がある。
- ・ FIT/FIP 制度での住宅用屋根太陽光の調達期間/交付期間は 10 年であり、どこまで縮める必要があるか。
- ・ 住宅用太陽光の初期投資支援においては、電気料金水準と同程度以上となった場合、昼間は発電された電気を全量売電し、需要シフトの観点から昼間の利用が推奨されている需要リソースを夜間に稼働させ

るインセンティブが働く可能性があるのではないか。新築であれば、エネルギー設備や太陽光発電は一定程度住宅の建設費用に組み込まれ、投資回収期間が相対的に大きな問題にはならないとすると、新築は措置対象とせず、既築の太陽光導入を進めるための政策として、既築だけを対象とすることも考えられるか。

- 太陽光については、既に適地が限られており、屋根設置太陽光のさらなる導入が重要であるという点に同意。導入推進策として、制度の導入により一時的な導入増は期待できるものの、早期の投資回収が可能となるため、調達期間終了後の事業継続が担保される仕組みとすべき。国民負担で導入された太陽光発電が継続されなければ本末転倒。廃棄積立ての観点からも事業継続が重要。
- 大規模な太陽光の自立に向けたあり方については、以前から他電源でも同様の議論があったように、閾値の前後で大きく取扱いが変わると、基準を少し下回る事業を実施するようなインセンティブが働いてしまう可能性がある。事業者のインセンティブに十分注意した自立支援が必要。
- 事業化前の次世代型太陽電池に対する研究開発支援は必要なものであると思うが、国が支援する以上、社会の利益になるような支援のあり方を検討すべき。生産活動が多面的に行われることで費用が低減する可能性があり得るのであれば、知的財産権をライセンス化して複数の生産者に競わせることが必要ではないか。
- 投資回収期間が短くなることで、長期稼働への意欲を弱めることになるのではないか。
- 買取価格の低下に伴い、自家消費が有利となってきた状況にもかかわらず、本措置の導入によって、自家消費へのインセンティブを弱めることとならないか。短期の収益性を重視する主体にインセンティブを与える措置であり、電気料金水準をわずかでも上回るか否かで自家消費に対するインセンティブが極端に変わるものではなく、程度問題として、適切な価格水準を検討すべき。
- 支援期間を二分して前後半で異なる買取価格を設定し、後半に現在よりも低い価格を設定するよりは、支援期間を短くする代わりに買取価格を高くする方が良いのではないか。卒 FIT を早める効果もあると考えられる。
- 全量買取りか、余剰売電かの二分法ではなく、自家消費をする場合であっても、自家消費の割合をゆがめる可能性があることを認識する必要がある。トレードオフがあるものの、需給近接型の太陽光発電の導入を後押しすることが非常に重要であり、あえてそのような弊害があるということは承知の上で導入するという認識を持つべき。

(バイオマス発電関係)

- 輸入材を燃料とするバイオマス発電への FIT/FIP 支援の妥当性については、これまでの議論も踏まえて十分に検討する必要がある。業界団体などの意見も聞きつつ、FIT/FIP 以外の支援も検討する必要がある。
- 調整力としての役割や、廃棄物の有効活用など有効な面がある一方で、既に一般木材やバイオマス液体燃料については入札実績が無く、中長期的な自立化に向けて、今後も区分を継続するのか見直すべき。
- 再エネの導入拡大及び安定継続のために国民負担による支援を受けていながら、燃料が不足すると化石燃料を使用した火力発電へ移行する事態になることは大変遺憾であり、そうした事態を招くことが無いような制度設計とすべき。
- 調達期間終了後のバイオマス発電のあり方について、供給力として石炭火力に移行することへの是非について検討が必要。調整力市場の改革を通じて、十分な収益性が上げられるようにしていくことも必要。

- ・ 燃料費が高騰しており経済的にも採算が取れない状況のなかで、最低出力が高く、調整力としての活用も期待できない電源だとすると、支援する必要があるのか。

(地熱発電/水力発電関係)

- ・ 地熱発電/水力発電は初期費用が高いものの、長期的に使用可能な電源として貴重な電源であるため、支援の必要性については賛同するものの、FIT/FIP による支援が適切なのか。
- ・ 地熱発電は、ポテンシャルを一方で開発が進んでおらず、JOGMEC による資源量調査では、探査だけでなく、掘削まで速やかに実施することが必要。

(風力発電関係)

- ・ EEZ への拡大に向けてぜひとも前向きに進めていただきたい。
- ・ 価格調整スキームはとてもよく考えられた案。国民負担、調整コスト等を踏まえ、上下限を設定する事務局案は合理的。上限を超えるような事態が生じた場合は、事業を白紙に戻すべき。
- ・ 価格調整の上限に関する具体的な水準は国民負担と事業者のリスクを踏まえて決定されるべき。

事務局

(太陽光発電関係)

- ・ 需給近接型太陽光発電の投資回収期間の短縮措置は、国民負担の抑制と地域との共生を前提として、比較的地域共生が図られやすく、中長期的に統合コストの低減にもつながり得る屋根設置太陽光を念頭に更なる再エネの導入拡大に向けた措置として検討している。御指摘のとおり、投資回収期間の短縮と自家消費の間にトレードオフの関係が認められる中で、導入拡大に向けて検討したもの。
- ・ 住宅の既築、新築の違いや自家消費への影響等の観点を踏まえながら検討を進めていきたい。

(バイオマス発電関係)

- ・ 複数の委員から FIT/FIP 制度による支援の適切性に関していただいた御指摘を踏まえて、支援の在り方を検討していきたい。
- ・ 調達期間終了後の火力発電移行の防止や調整力市場の改革等、バイオマスという電源特性を踏まえ、具体的な方法等について今後の本委員会において御審議いただきたい。

(風力発電関係)

- ・ 価格調整スキームの適用対象としては、再エネ海域利用法適用対象の洋上風力発電を検討しており、事業期間が長期にわたり、投資額が他の電源に比べて非常に大きいという傾向があるという電源の特性を踏まえている。
- ・ 価格調整スキームの上下限は、洋上風力促進ワーキンググループの議論も踏まえながら、最終的な成案に向けて議論を深めていきたい。

委員長

- ・ 事務局の提案に対して、委員から特段の異論はなかった。

- 本委員会は、如何に費用効率的に再エネを調達できるかが最大の役目。長期的な視点で再エネ導入とコスト抑制に資する制度設計とすることが非常に重要であり、こうした前提のもとで各課題を検討する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生を図りながら、次期エネルギー基本計画の策定に向けた議論も踏まえつつ、国民負担の抑制、電源ごとの特性を踏まえたリスクの評価や分担、電力システムへの影響等も勘案しながら、多角的な議論を進めたい。
- FIP移行の促進は今年度も重要なテーマ。統合費用も含めて将来的な最適化を図っていくことが重要。
- 洋上風力発電の価格調整スキームについて、洋上風力発電は長期の効率的な再エネ導入に資する電源であり、事業規模が大きな電源の事業完遂に向けた重要な論点。
- 初期投資の支援スキームについては、メリット・デメリット双方を踏まえ、慎重に議論をしていくことが重要。
- 各電源について、調達価格、基準価格、FIP適用対象、入札の上限価格等を検討していく。
- バイオマス発電については、足元のFIT/FIP認定量、コスト動向を踏まえた自立化の可能性、燃料需給の状況、調整力としての活用可能性等をよく見極めたうえで、入札やFIP対象といった翌年度以降の支援の在り方を本委員会として検討していく。また同時に、FIT/FIP支援期間終了後の事業継続や化石燃料移行の防止に関する制度設計の在り方等も大きな検討課題。
- 各電源別の議論の前に、事業者団体からのヒアリングを開催すべきであり、事務局には準備いただきたい。